

特約事項

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第1条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であり、この契約に係る令和8年度歳出予算について、令和8年3月議会の議決を得られなかった場合、この契約は解除する。

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除する。